

第7回伊賀市歴史的風致維持向上協議会 事項書

平成30年5月25日(金) 14:00～

ハイトピア伊賀5階多目的大研修室

1. 開会挨拶

2. 委員ご紹介

3. 会長・副会長の選任

4. 報告事項

(1) 経過報告について・・・資料1

(2) 第1回変更について・・・資料2・3

5. 協議事項

(1) 進捗評価シートについて・・・資料4

(2) 計画及び事業の今後について

6. 今後の予定について

次回開催予定時期

7. 閉会挨拶

伊賀市歴史的風致維持向上計画及び協議会の経過報告

《平成 28 年度》

平成 28 年

- 5 月 19 日 伊賀市歴史的風致維持向上計画 認定
- 5 月 20 日 伊賀市議会議員全員協議会で計画認定を報告
- 9 月 7 日 島ヶ原地区まちづくり協議会へ計画内容説明
- 10 月 18 日 第 4 回中部歴史まちづくりサミット参加

平成 29 年

- 3 月 22 日 第 6 回伊賀市歴史的風致維持向上協議会開催
- 3 月 31 日 第 1 回計画変更認定

《平成 29 年度》

平成 29 年

- 10 月 18・19 日 第 5 回中部歴史まちづくりサミット参加
- 11 月 30 日 上野城下町区域における地元との意見交換

平成 30 年

- 2 月 20 日 担当部課ワーキンググループ会議
- 3 月 20 日 阿保地区住民自治協議会への説明

《平成 30 年度》

平成 30 年

- 4 月 18 日 計画及び進捗状況の庁内説明
- 4 月 25 日 中部地方整備局建政部による上野城下町区域の現地視察
- 5 月 9 日 阿保地区住民自治協議会との意見交換
- 5 月 25 日 第 7 回伊賀市歴史的風致維持向上協議会

伊賀市歴史的風致維持向上協議会設置要綱

平成 26 年 10 月 14 日告示第 193 号

伊賀市歴史的風致維持向上協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 地域における歴史的風致の維持向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、伊賀市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第 5 条第 1 項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第 5 条第 8 項の認定を受けた計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うこと。
- (3) 歴史的風致（法第 1 条に規定する歴史的風致をいう。第 5 号において同じ。）の維持又は向上に資する取組に関すること。
- (4) 計画の推進状況の報告・評価に関すること。
- (5) 歴史的風致の維持又は向上に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 伊賀市文化財保護審議会委員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、伊賀市教育委員会事務局文化財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年11月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱され、又は任命される協議会の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

伊賀市歴史的風致維持向上協議会 委員名簿

第3条第2項関係

	氏名	職業・所属等	備考
第1号委員	菅原 洋一	三重大学名誉教授	再任
	浅野 聡	三重大学大学院工学研究科 准教授	再任
第2号委員	八尾 光祐	上野西部地区住民自治協議会 会長	再任
	南出 藤作	島ヶ原地域まちづくり協議会 産業生活部会 部会長	新任
	住澤 博文	阿保地区住民自治協議会 会長	新任
第3号委員	滝井 利彰	伊賀市文化財保護審議会 (建造物)	再任
第4号委員	山本 寛二	三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課長	再任
	枡屋 武	三重県土整備部都市政策課 課長	再任
	谷口 修一	伊賀市教育委員会事務局 副教育長兼事務局長	新任
	服部 智秀	伊賀市産業振興部 部長	新任
	山本 昇	伊賀市建設部 部長	新任
第5号委員	—		
オブザーバー	地下 調	国土交通省中部地方整備局建政部 都市調整官	新任

委嘱期間：平成30年4月1日から平成32年3月31日